

気候変動適応法に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に係る協定書（案）

多摩市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、気候変動適応法の規定に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、気候変動適応法の規定に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、その指定及び運営にあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の意義は、気候変動適応法に定めるところによるものとする。

（協定指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

〇〇〇〇

（2）所在地

多摩市〇〇〇〇〇〇〇〇

（供用部分等）

第4条 対象施設において、市民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下「受入れ可能名数」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）供用部分

〇〇〇〇

（2）受入れ可能名数

〇人

2 乙は、供用部分の開放を、無料で行うものとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日及び開放する時間帯（以下「開放可能日等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）開放可能日

【毎週〇曜日～〇曜日（〇月〇日を除く。）／〇月〇日～〇月〇日】

(2) 開放する時間帯

【午前〇時～午後〇時（〇曜日は午前〇時～午後〇時）】

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するように、供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、供用部分について、クーリングシェルターとして市民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(施設の公表)

第7条 甲は、対象施設を多摩市公式ホームページ等で公表するものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第8条 乙は、環境省が発表する熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の熱中症特別警戒情報の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報において発表された期間は、開放可能日等において、供用部分を市民その他の者に開放するものとする。
- 3 前項による供用部分の開放中における市民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じて甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第9条 乙は、熱中症特別警戒情報において発表された期間以外の期間であっても、開放可能日等において、暑熱を避けるための滞在場所として、供用部分を市民その他の者に開放するように努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を市民その他の者に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第10条 乙は、対象施設の営業時間の変更、改修工事等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、同一内容で有効期間の末日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 12 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 多摩市関戸 6－1 2－1

多摩市 代表者多摩市長 阿部 裕行

(乙) ○○○

○○○